

【別紙 1】日本財団が行う、主な造船関係貸付事業の内容概略

【一般設備資金又は一般運転資金貸付制度】

- 1) 貸付資金種類：[設備資金] 船台、ドック・工場・事務所・機械・船舶などの設備に必要とする資金、及び、土地取得資金（造船関係事業の用に供しない土地は対象外）、鉄道・運輸機構との共有船建造資金
[運転資金] 資材仕入・販売・加工・製造・諸経費支払いに必要な資金
- 2) 貸付期間：設備資金／15 年以内、運転資金／5 年以内
- 3) 利 率：年 1.9 %以内（全期間固定金利、6 カ月後払い）
- 4) 利用対象者：造船業・造船関連工業・海運業(機構共有船建造資金に限る)・マリーナ等の事業者
- 5) 貸付金限度額：設備資金／20 億円、運転資金／10 億円・所要資金額の 80%以内

【低・脱炭素船舶建造資金貸付制度】（2026 年度の募集予定額は 150 億円/年 内訳：新燃料船建造 100 億円、 新燃料船以外の船舶建造 50 億円）

- 1) 融資対象者：新燃料船（LNG・アンモニア・水素を主機関の燃料とする船舶）、又は海事産業強化法に基づく「特定船舶導入計画」認定を受けた船舶を建造する事業者
- 2) 融資金の限度額：所要資金の 80%以内(鉄道・運輸機構の共有船は機構の持ち分を控除した金額以内)で
新燃料船は 1 隻 20 億円以内。1 事業者 1 年度 20 億円以内、新燃料船以外は 1 隻 10 億円以内、1 事業者 1 年度 10 億円以内
- 3) 事業者への融資利率：0%(無利息融資)
- 4) 融資期限：4 年以上 18 年以内。当初 3 年 6 カ月以上 4 年以内の元金返済据置期間あり
- 5) 取扱経費：財団から取扱金融機関に、年 1%+消費税を支払う